

横浜市金沢産業振興センター

植栽管理業務委託仕様書

公益財団法人横浜企業経営支援財団

横浜市金沢産業振興センター植栽管理業務委託仕様書

1 目的

横浜市金沢産業振興センター敷地内の樹木剪定、除草及びその他必要な作業を行い環境の整備を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 甲：公益財団法人横浜企業経営支援財団をいう。
- (2) 乙：植栽管理業務を甲から受託する者をいう。

3 履行場所

横浜市金沢区福浦1-5-2 横浜市金沢産業振興センター

4 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 業務内容

(1) 消毒業務

高木、灌木、芝等の病害虫防除のため殺虫剤の散布を行い、散布にあたっては天候等に留意し、むらなく散布を行うものとする。

(2) 芝の刈込み業務（グラウンド4回、その他4回）

刈取り等にはパワーモナー等を利用し、道路等に張り出した芝生も刈取るものとする。

(3) 除草業務（植込地4回）

植込地内の雑草除草を行い、根土はよく落とし除草するものとする。

(4) 剪定業務（上・中木剪定1回、下木刈込み1回）

剪定は枯枝除去及び無駄な徒長枝、からみ枝の剪定とし、自然樹形を保つものとする。

刈込みは枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込むものとする。

(5) グラウンド整備業務

グラウンド及びサブグラウンドの内野部分を整備するほか、必要に応じ芝生の張替えを行うものとする。

6 その他

- (1) 乙は作業計画をあらかじめ綿密に設定し、実施にあたってはそれら作業計画に基づき作業基準を定め、関係諸法令を遵守して所定の業務を遂行する。
- (2) 現場と仕様が異なる場合は、現場優先とする。
- (3) 作業に必要な器具、用具、その他消耗品及び作業車等は乙の負担とする。
- (4) 乙は作業実施にあたり、施設利用者の妨げにならないように留意し、用水及び電力の使用は必要最小限にとどめ、火気に十分注意する。
- (5) 乙は作業実施にあたり、敷地内の建物、設備等を傷つけることがないよう十分に注意する。
- (6) 乙は作業実施の際、生じたゴミ、除去した枝葉、雑草等が下水溝等に詰まらないよう十分に注意する。
- (7) 乙は作業の開始及び終了の報告を甲に行うものとする。
- (8) 乙は作業実施にあたり、事故等が発生した場合は直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。
- (9) 乙の責に帰すべき理由により施設等に損害を及ぼした場合は、乙の負担において現状に復するものとする。
- (10) 甲から緊急要請があった場合、乙は速やかに履行場所で対応することとする。
- (11) 作業範囲に追加が発生した場合は、別途甲から発注する。
- (12) その他、疑義が生じた場合は、甲・乙協議して解決する。

植栽管理業務作業基準

作業内容	作業基準	実施予定月
(1) 消毒業務		
上木	121本	5月
中木	93本×2回	5・8月
下木	1,000m ² ×2回	5・8月
(2) 芝の刈込み業務		
グラウンド	8,000m ² ×4回	5・7・9・10月
その他	4,500m ² ×4回	5・7・9・10月
(3) 除草業務		
植込地	1,000m ² ×4回	5・7・10・1月
(4) 剪定業務		
上木	40本	7・1月
中木	43本	5月
下木	1,000m ²	5月
(5) グラウンド整備業務		
耕耘工	3,600m ²	冬期(2月)
黒土	30m ³	〃
砂	19m ³	〃
積込み・小運搬	40m ²	〃
敷均し	40m ²	〃
不陸整正	3,600m ²	〃
転圧	3,600m ²	〃
表層仕上げ	3,600m ²	〃
塩化カルシューム・砂散布	3,600m ²	〃
位置出し	1式	〃